

## 新宿区介護者支援事業参加支援実施要綱

27 新福高相第 2978 号  
平成 28 年 3 月 29 日  
福祉部長 決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）が行う介護者に対する支援事業への参加を希望する者が、他に介護する者がいない等の理由で参加が困難なときに、事業への参加を支援することを目的とする。

### (対象事業)

第 2 条 この要綱による支援の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新宿区家族介護者等支援事業実施要綱（平成 18 年 5 月 17 日 18 新健高高第 59 号）第 2 条に規定する介護者講座及び家族会
- (2) 新宿区認知症介護者教室・家族会事業実施要綱（平成 25 年 2 月 27 日 24 新福高支第 1366 号）第 2 条第 1 号に規定する認知症介護者教室及び同条第 2 号に規定する認知症介護者家族会
- (3) 新宿区認知症介護者相談事業実施要綱（平成 27 年 3 月 27 日 26 新福高支第 1423 号）第 2 条に規定する医師による個別相談
- (4) その他、区長が特に必要と認めるもの

### (対象者)

第 3 条 支援を受けることができる者は、区の区域内に住所を有し、次の各号に掲げる者以外の高齢者（以下「要介護者」という。）を介護している者とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による要介護認定又は要支援認定に基づくサービスを利用している者
- (2) 新宿区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年 1 月 13 日 27 新福高企第 1030 号）による介護予防・生活支援サービス事業に基づくサービスを利用している者

### (支援内容)

第 4 条 区長は、前条に規定する対象者が、第 2 条に規定する対象事業に参加している間、要介護者に対して訪問介護サービス又は通所介護サービスの提供を行う。

### (実施方法)

第 5 条 区長は、前条に規定する支援について、相当と認める事業者に委託して支援を実施するものとする。

2 前項の委託に要する経費については、区の予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。

### (支援の申請)

第 6 条 支援を受けようとする者は、新宿区介護者支援事業参加支援申請書（第 1 号様式）により、区

長に申請するものとする。

(支援の決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請（以下「支援申請」という。）を受けたときは、その内容を審査し、支援の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定による支援を可とする決定（以下「支援決定」という。）をしたときは、新宿区介護者支援事業参加支援決定通知書（第2号様式）により、同項の規定による支援を否とする決定をしたときは、新宿区介護者支援事業参加支援却下通知書（第3号様式）により、当該支援申請をした者に対し通知する。

(費用負担)

第8条 支援決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、第4条に規定する支援を受けたときは、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）に定める要介護者の利用者負担の割合に応じて、別表に定める金額（以下「受給者負担額」という。）を負担するものとする。

2 受給者は、サービスの提供を受けるに当たり、サービス提供事業者に対し、受給者負担額を支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、要介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給者負担額を負担することを要しない。

(1) 当該年度（4月から6月までの受給者負担額については、前年度とする。）の住民税が非課税であるとき

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき

(3) 前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

サービス種別	負担割合	受給者負担額（1時間あたり）
訪問介護サービス	1割	324円
	2割	648円

サービス種別	負担割合	受給者負担額（1日あたり）
通所介護サービス	1割	1,080円
	2割	2,160円